

# 要支援 1・2 の人が利用できるサービス

- 利用するサービスやその利用回数等は、ケアマネジャーが作成するケアプランで決まります。
- 介護保険負担割合証に利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

## 1か月あたりの利用限度額

要介護度	利用限度額	自己負担額（1割）	自己負担額（2割）	自己負担額（3割）
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円

**介護予防サービス** 介護予防を目的とした介護予防サービス計画に基づき、次のサービスを利用できます。  
 〈 〉内は令和6年5月末までの自己負担額です。

サービスの種類	サービスの内容	自己負担額のめやす（1割の場合）				
★介護予防訪問介護（訪問型サービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業のパンフレットをご確認ください。						
居宅に来てもらうサービス	介護予防 訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに限定して、介護予防を目的とした訪問入浴介護が受けられます。	874円 1回あたり			
	介護予防訪問看護	疾病等を抱えている人について、看護師等が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。	訪問看護ステーション(1回あたり)	20分未満	〈309円〉	310円
				30分未満	〈460円〉	461円
			病院または診療所 (1回あたり)	20分未満	〈261円〉	262円
				30分未満	〈389円〉	390円
	介護予防訪問 リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問して介護予防を目的とした短期集中的なリハビリテーションを行います。	〈314円〉 303円 1回20分あたり			
	介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。	(1回あたり) 回数制限あり	①単一建物居住者 1人	②単一建物居住者 2~9人	①・② 以外
医師			〈514円〉 515円	〈486円〉 487円	〈445円〉 446円	
歯科医師			〈516円〉 517円	〈486円〉 487円	〈440円〉 441円	
病院の薬剤師			〈565円〉 566円	〈416円〉 417円	〈379円〉 380円	
薬局の薬剤師			〈517円〉 518円	〈378円〉 379円	〈341円〉 342円	
管理栄養士			〈544円〉 545円	〈486円〉 487円	〈443円〉 444円	
歯科衛生士			〈361円〉 362円	〈325円〉 326円	〈294円〉 295円	
★介護予防通所介護（通所型サービス）は、介護予防・日常生活支援総合事業のパンフレットを確認ください。						
通所して利用するサービス	介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 	要支援1		要支援2		
		〈2,088円〉 2,307円 1か月あたり		〈4,067円〉 4,300円 1か月あたり		



- ※ 自己負担額は、介護報酬の加算により変動します。国の基準等の改正に伴い、金額が変更する場合があります。
- ※ 通所サービスを利用の際、食事の提供を受けた場合は**別途負担**が必要です。

## 施設サービス

サービスの種類		サービスの内容	要支援1	要支援2
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護	短期入所施設に短期入所し、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。	459円 1日あたり	571円 1日あたり
	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期入所し、介護予防を目的とした看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	622円 1日あたり	785円 1日あたり
介護予防特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。	186円 1日あたり	318円 1日あたり

※ 短期入所サービスを利用の際、滞在費と食費は**別途負担**が必要ですが、低所得者には負担限度額が適用されます。

## 居宅での暮らしを支えるサービス

サービスの種類	サービスの内容	サービス費用等
 介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行います。(特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置は原則として対象となりません。)	福祉用具の事業者が定める額 ※平成30年10月から「全国平均貸与価格+1標準偏差(ISD)」を基準として上限設定されています。
 特定介護予防福祉用具販売	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。 ケアプランを作成している人は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談ください。	1人あたり10万円を上限として、その1割、2割または3割の自己負担で購入することができます。(4月1日から1年間) ※指定された福祉用具販売事業者で購入手続きをください。
 介護予防住宅改修費支給	手すりの取付け、段差解消などの改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 住宅改修を予定している場合は、事前に介護支援専門員(ケアマネジャー)等にご相談ください。	1人あたり20万円を上限として、その1割、2割または3割の自己負担で行うことができます。 ※事前の申請の後、工事内容が介護保険給付の対象であるかどうか審査があります。 介護保険課からの確認書の送付前の着工又は完了している工事等は支給対象となりません。

## 地域密着型介護予防サービス

サービスの種類	サービスの内容	自己負担額の目安(1割の場合)		備考
		要支援1	要支援2	
介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に日常生活の世話や専門的なケアを行います。	787円 1回あたり	879円 1回あたり	※併設型の施設で、7時間以上8時間未満の場合 ※食費等が別に必要です。
介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。	3,509円 1か月あたり	7,091円 1か月あたり	※食費、宿泊費等が別に必要です。
介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の人が共同生活を送りながら、日常生活の支援や介護を受けられます。	利用できません	760円 1日あたり	※2ユニット以上の場合 ※食費、宿泊費等が別に必要です。